

公明党議員団の小田切かずのぶです。

本日は大きく4点について質問いたします。

先ず初めに、防災・減災対策についてのうち、臨時災害FM放送局の運用について伺います。 わたくしは、2013年2月27日に行われた定例会の一般質問で、災害時の情報伝達システムの構築が重要であることから、臨時災害FM放送局の導入を訴え、翌年度予算では東京23区で初めての臨時災害FM放送局システムの設置が実現しました。区では当時、防災行政無線、旧ツイッター、メール配信などさまざまな手段を用いて区民への災害に関する情報提供のシステムを構築していましたが、防災意識の向上ためにも、この臨時災害FM放送局を活用し、年間を通じ各種イベントや防災訓練などで積極的に活用すべきであると提案しておりました。然しながら臨時災害FM放送局の周波数は発災後に総務省に申請し、その後に割り当てられることから、日頃からの訓練に対する制約や周波数の区民への事前周知が叶いませんでした。そこで先ず、今日まで臨時災害FM放送局を使用した訓練や発災時にこのシステムを活用して区民へ情報伝達が行われることの周知は、**どのように何回行われ、その訓練はどのような目的をもって行われたかをお尋ねいたします。**

今定例会に提出された令和7年度予算案では、臨時災害FM放送局の実験試験局免許を取得し、防災週間や区民祭りなどの機会を捉えて試験放送を実施することで、発災時の迅速な開局へ向けた運用体制の構築と区民への周知を図るとしています。説明では年間2、3回程度の試験放送を行う予定と聞いていますが、年間2、3回程度の試験放送では区民への周知を図る頻度としては心もとないと考えています。このシステムの周知と区民に慣れ親しんで頂くためにも試験放送の頻度を増やし普及啓発すべきと考えます。例えば、定期的に山田区長からのメッセージを臨時災害FM放送局で放送し、発災時に区民が情報収取する手段として臨時災害FM放送局があるとの認識を定着させるようにすべきと考えますが区の見解を伺います。また、今回割り当てられる周波数を使用し試験放送するにあたっての課題・制約などがあればお聞かせください。また、その課題・制約を解決するために北区が取り組むべきことなどあればご教示ください。

次に、避難所の環境改善についてです。日本では、災害のたびに避難生活の“質”の問題が指摘されております。公明党は避難所の環境改善へ、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示す「スフィア基準」

の導入などを先の衆院選の公約に掲げて取り組んでおります。「スフィア基準」は、1990年代にアフリカの難民キャンプで多くの人が亡くなったことを受け、紛争や災害を想定して国際赤十字などが作ったもので、基本理念として、一つに被災者には尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利があること、二つ目に苦痛を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなくてはならないとの二つを掲げ、人道支援における考え方や最低限 満たすべき基準を明示しています。

主な支援分野では、水、衛生、食料、栄養、避難所、避難先の居住地、保健医療を挙げ、達成度を図るための指標として具体的な数値も示しています。例えば、「1人1日当たり最低15リットルの水を確保」「1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル」「トイレは20人に一つ以上、男女比は1対3」のほか、プライバシーの確保など、避難所運営の際に目安として活用できます。日本では、2011年の東日本大震災を踏まえて、2016年4月に策定された国の避難所運営ガイドラインで、参考にすべき国際基準として同基準が明記され、自治体でも取り入れる動きが出てきております。公明党は昨年11月7日、石破茂首相に提出した「総合経済対策」への提言で、スフィア基準の導入など避難所環境の大幅改善を訴え、全国の避難所の総点検

を実施し、TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の迅速配備などによる避難所の環境改善に総力を挙げて取り組むよう要請しています。

物資の不足が課題となった能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の避難所環境整備が急がれている中、内閣府は1月、全国の都道府県と市区町村における、食料やトイレなど災害用物資の備蓄状況を公表しました。公明党の強い要望を受けた措置で、備蓄状況に地域差が生じていることが明らかとなっています。

会派で提案要望してきたトイレカーの導入や来年度予算案に計上の

「エアーマット」などは評価できますが、現時点で、北区が認識している避難所環境整備についての課題は何か？お聞かせください。そして、被災者が過ごすスペースは、1人当たり最低でも畳およそ2畳分の3.5平方メートルが必要ともされていますが、北区では被災者が過ごす1人当たりスペースはどれくらいを想定しているかをお聞かせください。

また、政府は同基準を参考に避難所運営に関する自治体向け指針を令和6年12月に改定しました。今後、地方自治体に周知し、避難所の環境改善や備蓄強化を促すとしています。

そこで伺います。スフィア基準を踏まえた国の新たな指針と比較した北区の備蓄品の配備状況と今後の課題をお聞かせください。また、同基準を参考に改定された避難所運営に関する自治体向けの指針に基づき、避難所の備蓄強化をさらに進めるべきと考えますが、区の見解と取り組みをお聞かせください。

次に、ゲリラ豪雨対策について伺います。北区は、災害時における応急対策業務に関する協定を北区土木緊急工作隊と応援協定等を締結し、災害時における協力を依頼しています。水防訓練では、土木緊急工作隊、消防団の皆さまにご協力をいただき、土のうを積んで付近一帯地域への越水および地下や床上への浸水を防止する「積み土のう工法」などが行われています。土木緊急工作隊、消防団の皆さまの協力に感謝申し上げます。台風や局地的な集中豪雨により、北区内で予想される都市型水災や、石神井川の越水等による災害を想定して行われる従来の訓練は大切であります。一方で、「積み土のう工法」などは、土砂の運搬をするためダンプカーやショベルカー等が必要なおうえ、人員も多く必要であり、一定の時間を要することから、土のうが設置できる場所にも限りがあります。土のうを積み上げるには、

準備に時間がかかるため、急な水害に女性や年配者では、その重さから運搬・設置が大変困難です。最近では、本体がABS樹脂製などでできた製品など、誰でも簡単に設置でき、浸水を防止する簡易型止水板が開発されています。強靱な強度がある上、非常に軽量なので運搬・設置がスムーズにでき、いざという時に設置が安易で迅速に対応できます。このような製品を区有施設へ配備すべきと考えますが、区の見解を伺います。また、異常気象の影響で毎年増え続ける水害に備え、いざという時に役立つ防災用品として、区民が設置・購入する際の助成対象に加えるべきとも考えますが、区の見解をお聞かせください。

次に、路面下空洞調査について伺います。

1月28日に埼玉県八潮市で道路が陥没しトラックが転落した事故について、不明となっている方の救出に万全を期して頂きたいと願うとともに、事故により様々な影響を受けておられる皆様にお見舞い申し上げます。

国土交通省は2月14日、八潮市の道路陥没事故を踏まえ、このような事故の発生を未然に防ぐため、陥没箇所と同様の大規模な下水道管路を対象とした緊急点検と、補完的に路面下空洞調査を実施し、

その結果を公表しました。また、荒川区では区が管理している区道について、レーダーによる路面下空洞調査を定期的に行っていますが、八潮市の道路陥没事故を受け、直ちに道路パトロールにより道路の目視点検を実施しました。この点検により道路陥没等の異常は認められなかったものの、念のため一部路線について、次回の予定より前倒しして、下水道幹線が埋設されている一部区道 約 12 キロメートルについて路面下空洞調査を緊急実施しました。その結果、早期の対応が必要な空洞が 1 箇所発見され、直ちに対策工事を行い安全確保したとのことです。わたくしは 2013 年の第三回定例会で路面下空洞調査について、その必要性を訴え、北区では平成 27 年度、2015 年から路面下空洞調査が行われています。

八潮市の道路陥没事故を受け、区民の方からは不安の声も届いております。そこで伺います。全員協議会、また午前中にも質疑がありましたが、改めて区が行っている路面下空洞調査についてのスケジュールの詳細と空洞発見数、そして、予防保全のための緊急工事件数などをお答えください。また、八潮市の道路陥没事故を踏まえ、区民の不安払拭と安全を第一に考えた緊急対応が必要かと思いますが、区の認識と取り組みについてお聞かせください。また、道路や

橋、トンネルなどインフラの老朽化が進んでおり、約 20 年後には建設後 50 年以上の割合が加速度的に高まるとも言われている中、北区としても安全確保や長寿命化に向けて点検や修繕などにより一層の取り組みが必要と考えますが、区の見解をお聞かせください。

次に崖地対策について伺います。

区では、地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備えて、住宅地を形成するがけ・擁壁等の改修工事を行う方に、改修工事に必要な経費の一部を助成する「擁壁等安全対策支援事業」や「がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業」を行っていることは承知しています。会派では、住宅地を形成するがけ・擁壁等の危険性を訴え、2023年2月の第1回定例会で、2021年4月に岸町二丁目で発生した、崖地にある民家の土砂崩れに触れ、**擁壁下の民地については区が買い取り、安全対策ができないかと提案しています。**2001年に施行された土砂災害防止法では、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制など行っていることも **もちろん、承知しています。**そこで改めて、**土砂災害警戒区域にお住い**

の方が移転を目的とした土地の売却を希望した場合など、防災空地や防災公園などの用途として 区が積極的な買い取りを検討いただきたいと思いますが、区の見解を伺います。

2 番目の質問、区有地の利活用について伺います。

区では、令和5年度から2か年をかけ公共施設等総合管理計画の見直しを行い、2年目の今年度には、施設更新に係る将来コストや施設総量の削減目標の見直し、そして新たな施設の再配置方針を定めた計画へと改定を行っており、遊休施設の利活用に関し、事業の廃止や、移管等により利用目的を失った区有施設、また利用目的を失うことが見込まれる区有施設などを遊休施設として位置づけ、利活用、処分、貸付け等の利活用を図っていることは承知していますが、教育施設として活用していた施設が利用目的を失った場合などに発生する遊休施設に関しては、例えば、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、その児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行

う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業である「児童育成支援拠点」など、**地域からの要望などを踏まえ、子どもたちの健全な育ちを支援するに資する活用を求めたいと思いますが、区の見解をお聞かせいただきたい。**

3番目の質問に移ります。

公明党議員団では、予てより高齢者の終活支援についての質問や対応を求めており、横須賀市や豊島区、福岡市社会福祉協議会などの事例を取り上げてきました。北区においても、身寄りのない高齢者の尊厳と自己決定を尊重する終活支援事業の実施が急務です。

65歳以上の単身世帯は2020年時点で737万世帯に上り、2050年には1083万世帯に拡大するとの見通しです。国民生活センターによると、23年度に全国の消費生活センターに寄せられた高齢者サポートサービスに関する相談は355件に上り、10年間で3.2倍に増えております。一方で、身寄りのない高齢者の身元保証や死後事務手続きなどを支援する民間の「高齢者等終身サポート事業者」では、契約から亡くなって実際に履行されるまで長期間

となる場合もあり、管理が難しいとされています。加えて預託金の管理方法に法令上の規則がなく、事業者の経営破綻や一部の事業者による不適切な預託金管理などが原因でトラブルが相次いでおります。各事業者も相次ぐトラブルを重く見て、この秋をめどに業界団体を設立し、終活支援のルールを整備するとしています。文京区では、身近に頼れる人がいない高齢者の中には、安心した地域生活を続けることが難しい方が多いことから、これを解決するため、情報収集や財源確保、関係者との連携体制づくりを行いながら事業設計を行う「文京ユアストーリー」という終活支援を実施しております。高齢者の終活に関しては専門的な知識が必要であり、様々な専門職や知見のある方々の協力が不可欠です。自治体が終活支援を行うメリットは、地域活動への参加支援や地域資源の情報共有など地域とのつながりを作り、孤立を防止する支援が可能であることや実施主体への信頼性、また契約期間が長期になることが見込まれる中、安定した事業継続が可能であり、権利擁護センターなどの権利擁護事業部署との連携による適切な制度の利用等を検討し、本人の希望も考慮し、任意後見人制度等の利用を総合的に判断することができます。以上のことを踏まえ、度重なる要望・質問となりますが、ひとり暮らしの高

高齢者を支える高齢者等終身サポート事業や終活支援、死後事務委任、情報登録事業について積極的に取り組むべきと考えますが、改めて区の見解を伺います。

最後に、地域公共交通の更なる機能向上、コミュニティバス赤羽西地域ルート案について伺います。私は、2011年の初当選以来、地域の方からのお声を受け止め、西が丘・赤羽西地域へのコミュニティバス等の導入を求めて参りました。

2011年6月の定例会での個人質問では、西が丘一丁目・二丁目、赤羽西二丁目から四丁目の住宅地域が、赤羽駅と十条駅の間に位置し、公共交通機関であるバスも十分にその路線が配備されていない現状を訴え、デマンドタクシーやコミュニティバスの導入を求め、当時のまちづくり部長からは、コミュニティバスについて、区内の公共交通のあり方について検討を行った上で、高齢化率の高い地区あるいは坂道が多い地区等、コミュニティバスの運行が必要と思われる地区を選定し、検討をしてまいりますとの答弁をいただきました。現在、この地域にR8年度のコミュニティバス試験運行に向けて計画が進んでおりますが、現在の進捗状況をお聞かせください。また、R8

年度の試験運行予定というスケジュールを何としても実現できるよう努めて頂きたいと強く要望しますが、現在の見通しをお示してください。

ルートについては、地域の皆さまより様々な声が上がっています。この地域では、赤羽方面から赤羽西の高台に向かい、お買い物袋を手にしたご高齢者が 急な坂道の途中で何度も足を止め、休憩されながら坂を上っていらっしゃる姿を何度もお見掛けしました。

地元町会の役員の方からは、低地部より高台に向かうルートを検討いただきたいとお声を直接伺っております。地域の声も踏まえ、利用者の皆様に喜んでいただけるようなルートのなるよう取り組んで頂きたいと要望しますが、区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。